

島嶼魅力発信事業に係る業務委託業者募集要領

1. 目 的

この要領は、島嶼魅力発信事業に係る業務を委託する事業者の募集について必要な事項を定める。

2. 業務内容

詳細は別添の「島嶼魅力発信事業に係る業務 仕様書」（以下では「仕様書」という）。のとおり。

3. 委託金額

4, 4 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。
上限額を超えた見積価格の提案は、無効とする。

4. 契約期間

契約日から令和7年1月31日までとする。

5. 参加資格

- (1) 地方自治法施行第167条の4に該当する者ではなく、税金（国、都道府県、市区町村）を滞納していない者であること。
- (2) 企画提案申込書において、過去3年間に法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障をきたすと判断されるものではないこと。
- (3) 企業等の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員及び同条例第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するものでないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (5) データ処理その他情報処理を行うときには、この契約の履行に関し、東京都商工会連合会セキュリティポリシー(東京都商工会連合会ホームページ掲載)に定める事項を遵守できること。

6. 参加申込方法

受付期間中に、本要項及び「仕様書」を参考に「企画提案書」、「見積書」、「経費の内訳」を作成し、提出すること。

なお、「企画提案書」には、企画提案書作成時点での「売上目標」を明記するとともに、本企画の目的が島嶼地域の特産品を販売促進し、地域活性化を図ることであることを留意すること。

(1) 提出場所及び提出方法

東京都商工会連合会 地域振興課まで提出すること。

なお、提出者は本業務委託従事者とする。

〒196-0033

東京都昭島市東町3丁目6番1号 産業サポートスクエア・TAMA

電話：042-500-3885

東京都商工会連合会 地域振興課 宛て

(2) 提出期限

令和6年9月26日（木）正午まで

7. 受託候補者の選定方法

(1) 提案業者が多数の場合は書類選考し、上位三者でプレゼンテーションを行う。

(2) プレゼンテーション

提出書類の審査と平行して、提案書の内容について提案事業者による説明の審査を次のとおり実施する。

①開催日時：令和6年9月30日（月）～令和6年10月4日（金）の5日間の内、東京都商工会連合会が指定する1日とする。

②開催場所：〒196-0033

東京都昭島市東町3丁目6番1号 産業サポートスクエア・TAMA
2階会議室を予定。変更が生じた場合は、別途連絡する。

③参加人員：5名以内（企画提案書の統括責任者を必ず出席させること）。

④提案時間：1提案事業者の持ち時間を最大30分とし、質疑応答等を含めて、45分以内とする。

⑤基本的には、既提出の企画提案書のみを用いる他、東京都商工会連合会が用意するスクリーン、プロジェクターを事前連絡のうえ使用することが出来る。
その他プレゼンテーションに必要なものは、提案者が用意すること。

8. 結果の通知

令和6年10月7日（月）までに提出者全員へ郵送にて通知する。